

平成 20 年 12 月 8 日

第二種使用等遺伝子組換え実験  
実験責任者・実験従事者・実験実施予定者 殿

学 長 薬師寺 道明

## 遺伝子組換え実験について

平成 20 年 11 月 19 日文科科学省より、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件」の一部を改正する告示が出されましたので、次のとおりお知らせいたします。

### 改正点

- 別表第 2 の 1 (4) のロ  
魚類ウイルス、昆虫ウイルス（哺乳動物などに病原性のあるもの除く）、植物ウイルスなどを核酸供与体として使用する場合、旧別表では一目瞭然 P1 レベルと確認できたが、改正によりこれらの名称がなくなった結果、ウイルスごとの個別の判断が必要になった（ただし規制のレベルは従来と変わらない）。
- 別表第 3（第 4 条関係）  
自立的増殖力を持つ遺伝子組換えウイルスを作成する実験は基本的にはすべて大臣確認実験となるが、ここに記載されたものは例外的に機関内実験となる。改正により、ここに植物ウイルスに加え植物ウイロイドが入り、規制が緩和された。さらに古細菌のファージも含むことを明確にするため、「ファージ及びこれらの誘導體…」の表現を「原核生物を自然宿主とする…」に変更している。
- いくつかの寄生虫種が機関実験になった。

※上記は改正の一部です。全容は文科省ホームページでご確認下さい。

[http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/9\\_24.pdf](http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/9_24.pdf)

実験を実施しようとするときは、必ず実験計画を提出し承認を受けてください。

遺伝子組換え実験安全委員会のホームページは、申請上の留意事項を掲載し、申請書様式等のダウンロードをできるようにしておりますのでご利用下さい。

<http://www.med.kurume-u.ac.jp/med/joint/kumikae/index.htm>

※久留米大学ホームページ「学内向けページ」及び情報システム室管理「旭町管理室ページ」から入れます。

本件お問合せ先： 研究推進課 藤原  
TEL 31-7917 Ext2262 kensui@kurume-u.ac.jp